

資 料

（ 租税特別措置関係 ）

目 次

1 . 平成14年度の税制改正に関する答申（抄）〔租税特別措置等の整理・合理化〕	1
2 . 租税特別措置による減収額の内訳	2
3 . 租税特別措置による減収額の税目別分類	3
4 . 平成14年度改正における企業関係租税特別措置の廃止・創設項目	4
5 . 企業関係租税特別措置一覧	5
6 . 減収額の大きい企業関係租税特別措置	6
7 . 中小企業投資促進税制の概要	7
8 . 企業関係租税特別措置減収額の法人税収に対する割合	8
9 . 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較	9
10 . 創設後長期にわたる企業関係租税特別措置	10
11 . 個人所得税関係の主な特例措置	11
12 . 住宅ローン控除制度の概要	12
13 . 住宅ローン減税の最高控除額（控除期間）の推移	13
14 . 生命保険料控除・個人年金保険料控除	14
15 . 損害保険料控除	15
16 . 土地譲渡所得の課税状況	16
17 . 主な土地譲渡益課税の特例〔特別控除、軽減税率〕	17
18 . 資産課税関係の主な特例措置	18
19 . 住宅に係る登録免許税の主な軽減措置の概要	19

20．住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の概要	20
21．住宅取得資金等の贈与に対する特例による贈与税額の計算（5分5乗）の図解	21
22．事業承継に関連する相続税の改正の概要	22
23．農地等に対する納税猶予の特例の概要	23
24．死亡保険金及び死亡退職金に係る非課税限度額の推移	24

平成 14 年度の税制改正に関する答申(抄)

平成 13 年 12 月
税 制 調 査 会

二 平成 14 年度税制改正

3 . 租税特別措置等の整理・合理化

租税特別措置等は、特定の個人・企業の税負担を軽減することにより、経済政策、社会政策等の特定の政策目的を実現するための政策手段である。このため、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置として設けられている。

上記の租税原則の観点から、租税特別措置等を常に見直し、課税ベースを拡大していく必要があると言えよう。その際、全法人の約 7 割が欠損法人であるほか、個人所得課税において個々の納税者の負担水準が低下し、働く人のうち概ね 4 分の 1 程度が非納税者となっている状況の下では、租税特別措置等の政策効果が限定的となっていることに留意せねばならない。

また、経済社会が急速に変化し多様化する状況においては、個人・企業の自由な活動を通じて、効率的な資源配分が可能となる環境を整備することがより重要であり、これが経済社会の活性化に資すると考える。これまで税制を政策的に活用してきた結果、現行の税制に歪みが生じており、効率的な資源配分が妨げられている。したがって、租税特別措置等の見直しを通じて、税制を個人・企業の経済活動に対して中立的なものとするのが極めて重要である。

さらに、歳出面で補助金などの思い切った見直しが行われている中で、実質的に補助金の裏返しである租税特別措置等は、ゼロベースからの見直しを含め、従来にない大幅な整理・合理化を行わねばならない。

個々の措置について具体的に見直す際には、以下のような視点からの明確な基準が必要である。

(1) 政策目的・効果

租税特別措置等は、あくまで政策手段であり、その政策目的や効果を常に検証していく必要がある。

(2) 政策手段としての適正性

他の政策手段との比較において、特定の政策目的を達成するために最適な手段かどうかについて検討する必要がある。

(3) 利用実態

一定期間利用実態の低調な、いわば形骸化した措置については廃止すべきであると考えられる。

租税特別措置による減収額 (19,420億円)の内訳 (平成14年度ベース)

所 得 税 12,900億円(66.4%)				法 人 税 4,340億円(22.3%)		その他
住 宅 ロ ー ン 控 除	生 損保控除	老人等 マル優 (注)1	そ の 他	法 人 税	投資減税 (景気対策)	そ の 他
(30.9%)	(13.9%)	(8.9%)	(12.7%)	(22.3%)	(10.9%)	(11.2%)
6 , 0 1 0億円	2 , 6 9 0億円	1 , 7 3 0億円	2 , 4 7 0億円	4 , 3 4 0億円	2 , 1 2 0億円	2 , 1 8 0億円

(注) 老人等マル優については、15年1月から段階的に縮小し、障害者等マル優に改組される (18年1月)。

？ 上記のほか、相続税の小規模宅地等及び特定事業用資産についての課税価格の特例による減収額が1,360億円ある。

租税特別措置による減収額の税目別分類（平成14年度）

（単位：億円）

区 分	平年度減収額
一 所 得 税	
老人等の少額預金の利子の非課税等（ ）	1,730
配当所得の課税の特例	110
生命保険料控除	2,530
損害保険料控除	160
長期所有上場特定株式等に係る譲渡所得の特別控除	560
住宅借入金等を有する場合の特別税額控除	6,010
医療用機器等の特別償却	50
青色申告特別控除	710
社会保険診療報酬の所得計算の特例	200
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	180
同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例	490
非居住者・外国法人の一括登録国債の利子の課税の特例	70
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除	90
寡婦控除の特例	10
小 計	12,900
二 法 人 税	
公害防止用設備の特別償却	70
船舶等の特別償却	20
特定高度技術産業集積地域産業用設備の特別償却	30
事業革新設備等の特別償却	10
特定電気通信設備等の特別償却	30
再商品化設備等の特別償却	20
特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	10
特定地域における工業用機械等の特別償却	40
医療用機器等の特別償却	100
経営基盤強化計画等に係る機械等の割増償却	20
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	10
倉庫用建物等の割増償却	10
海外投資等損失準備金	10
新幹線鉄道大規模改修準備金	100

区 分	平年度減収額
ガス熱量変更準備金	10
プログラム等準備金	20
日本国際博覧会出展準備金	10
使用済核燃料再処理準備金	300
原子力発電施設解体準備金	180
異常危険準備金	140
特別修繕準備金	30
増加試験研究費等の税額控除	320
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	380
中小企業等基盤強化税制	90
沖縄の特定地域における工業用機械等の税額控除	20
中小企業投資促進税制	2,060
農業協同組合等の課税の特例	10
特定の基金に対する負担金等の損金算入	20
同族会社の留保金課税の特例	270
小 計	4,340
三 そ の 他 の 税	
親子間等の住宅取得資金に係る贈与税の特例	390
住宅用家屋等の登録免許税の軽減	590
商工中金等の抵当権設定等の登録免許税の軽減	20
認定事業再構築計画等に係る登録免許税の軽減	40
中高層耐火建築物等の登録免許税の軽減	30
清酒等に係る酒税の税率の特例	100
石油税の還付措置	600
航空機燃料税の税率の特例	90
不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例	150
約束手形に係る印紙税の税率等の特例	130
株式分割等に係る株券の印紙税の非課税	40
小 計	2,180
合 計	19,420

（備考）租税特別措置のうち減収額の計上されている項目について掲げている。

（ ）老人等の少額預金の利子の非課税等については、15年1月から段階的に縮小し、障害者等の少額預金の利子の非課税等に改組される（平成18年1月）。

平成14年度改正における企業関係租税特別措置の廃止・創設項目

○ 廃止した項目（10）

- ・ 中小企業新技術体化投資促進税制
- ・ 沖縄の工業等開発地区内において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除又は特別償却
- ・ 沖縄の特別中小企業者が事業化設備等を取得した場合等の特別税額控除
- ・ 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除
- ・ 再生資源分別回収設備の特別償却
- ・ 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却
- ・ 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却
- ・ 低開発工業開発地区における工業用機械等の特別償却
- ・ 自由貿易地域投資損失準備金
- ・ 創業中小企業投資損失準備金

○ 創設項目（8）

- ・ 沖縄の金融業務特別地区内において金融業等用の建物等を取得した場合の特別税額控除
- ・ 産業高度化地域内において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除又は特別償却
- ・ 経営革新計画の承認を受けた沖縄の中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別税額控除又は特別償却
- ・ 日本国際博覧会出展準備金
- ・ 新幹線鉄道大規模改修準備金
- ・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除
- ・ 金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除
- ・ 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例

（注） は、沖縄関係の租税特別措置をあらわしている。

企業関係租税特別措置一覧〔76項目〕

（税額控除・所得控除）

- ・増加試験研究費等の税額控除
- ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制
- ・中小企業等基盤強化税制
- ・事業化設備等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の観光振興地域における工業用機械等の税額控除
- ・沖縄の情報通信産業振興地域における工業用機械等の税額控除
- ・沖縄の産業高度化地域における工業用機械等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の自由貿易地域等における工業用機械等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の金融業務特別地区における金融業等用の建物等の税額控除
- ・沖縄の特定中小企業者の経営革新設備等の税額控除又は特別償却
- ・技術等海外所得の特別控除
- ・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
- ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除
- ・特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除
- ・金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除
- ・農業協同組合等の留保所得の特別控除

（特別償却）

- ・公害防止用設備の特別償却
- ・電線類地中化設備の特別償却
- ・船舶等の特別償却
- ・航空機の特別償却
- ・関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
- ・特定中核的民間施設等の特別償却
- ・地震防災対策用資産の特別償却
- ・特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却
- ・事業革新設備等の特別償却
- ・特定余暇利用施設の特別償却
- ・特定電気通信設備等の特別償却
- ・商業施設等の特別償却
- ・再商品化設備等の特別償却
- ・特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却
- ・農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却
- ・半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却
- ・過疎地域等における工業用機械等の特別償却
- ・離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却
- ・沖縄の離島におけるホテル業等用の建物等の特別償却
- ・中小企業者等の機械の特別償却
- ・医療用機器等の特別償却
- ・経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却
- ・障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等

- ・農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却
- ・漁業経営改善計画等を実施する法人の漁船の割増償却
- ・優良賃貸住宅等の割増償却
- ・特定再開発建築物等の割増償却
- ・倉庫用建物等の割増償却
- ・鉱業用坑道等の特別償却
- ・植林費の損金算入の特例
- ・鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却
- ・特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例
- ・準備金方式による特別償却

（準備金）

- ・海外投資等損失準備金
- ・金属鉱業等鉱害防止準備金
- ・特定災害防止準備金
- ・特定都市鉄道整備準備金
- ・新幹線鉄道大規模改修準備金
- ・ガス熱量変更準備金
- ・電子計算機買戻損失準備金
- ・プログラム等準備金
- ・日本国際博覧会出展準備金
- ・使用済核燃料再処理準備金
- ・原子力発電施設解体準備金
- ・保険会社等の異常危険準備金
- ・原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
- ・関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金
- ・特別修繕準備金
- ・中小企業等の貸倒引当金の特例
- ・探鉱準備金又は海外探鉱準備金
- ・農用地利用集積準備金

（その他）

- ・農用地等を取得した場合の課税の特例
- ・共同で現物出資をした場合の課税の特例
- ・鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例
- ・特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
- ・欠損金の繰越期間の特例
- ・転廃業助成金等に係る課税の特例
- ・銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例
- ・農林中央金庫等の合併に係る課税の特例
- ・同族会社の留保金課税の特例

- （注）1. 企業関係租税特別措置のうち減収効果のあるものについて記載。
2. 上記のほか、経済対策として中小企業投資促進税制がある。

減収額の大きい企業関係租税特別措置（平成14年度）

（単位：億円）

項	目	減 収 額
1	中小企業投資促進税制	2 , 0 6 0
2	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	3 8 0
3	増加試験研究費等の税額控除 （うち中小企業技術基盤強化税制）	3 2 0 (1 4 0)
4	使用済核燃料再処理準備金	3 0 0
5	同族会社の留保金課税の特例	2 7 0
6	原子力発電施設解体準備金	1 8 0
7	異常危険準備金	1 4 0
8	医療用機器等の特別償却	1 0 0
9	新幹線鉄道大規模改修準備金	1 0 0
10	中小企業等基盤強化税制	9 0
11	公害防止用設備の特別償却	7 0
12	特定地域における工業用機械等の特別償却	4 0

中小企業投資促進税制の概要

[制度の概要]

中小企業者等が、一定の機械等を取得した場合には、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却との選択適用（一定の要件を満たすリース契約により賃借するリース資産についても税額控除を適用）が認められる。

○ 対象設備

機械装置（1設備の取得価額 160万円以上、リース料総額 210万円以上）

事務処理の能率化等に資する器具備品（電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ等9設備：1設備又は同一種類の複数設備の合計が 100万円以上、リース料総額 140万円以上）

貨物自動車（車両総重量 3.5トン以上のもの）

内航船舶

○ 適用期間（平成10年6月1日～平成16年3月31日）

企業関係租税特別措置減収額の法人税収に対する割合

年 度	法 人 税 収 (当初予算) (a)	企業関係租税特別措置 減収額 (除く交際費) (b)	(b)／(a)
	億円	億円	%
昭和 4 0	1 0, 3 5 7	7 5 2	7. 3
4 5	2 4, 2 0 3	1, 7 9 4	7. 4
5 0	6 1, 4 1 0	3, 0 4 0	5. 0
5 5	8 5, 0 4 0	2, 3 2 0	2. 7
6 0	1 2 5, 4 6 0	4, 0 6 0	3. 2
6 1	1 2 7, 0 6 0	4, 0 6 0	3. 2
6 2	1 1 8, 2 4 0	4, 5 5 0	3. 8
6 3	1 3 9, 3 1 0	4, 5 7 0	3. 3
平成 元	1 8 3, 6 3 0	5, 0 7 0	2. 8
2	1 9 7, 1 1 0	5, 6 4 0	2. 9
3	1 9 2, 6 7 0	6, 3 0 0	3. 3
4	1 8 1, 2 2 0	5, 7 0 0	3. 1
5	1 5 9, 5 2 0	5, 2 0 0	3. 3
6	1 3 8, 1 3 0	4, 3 2 0	3. 1
7	1 3 7, 2 6 0	3, 9 2 0	2. 9
8	1 3 5, 4 8 0	3, 6 5 0	2. 7
9	1 4 4, 3 2 0	3, 8 3 0	2. 7
1 0	1 5 2, 7 4 0	3, 5 6 0	2. 3
1 1	1 0 4, 2 8 0	3, 1 8 0 (7, 5 8 0)	3. 0 (7. 3)
1 2	9 9, 4 7 0	3, 1 4 0 (7, 5 4 0)	3. 2 (7. 6)
1 3	1 1 8, 3 9 0	3, 3 9 0 (4, 9 0 0)	2. 9 (4. 1)
1 4	1 1 1, 7 4 0	2, 2 2 0 (4, 3 4 0)	2. 0 (3. 9)

(備考) () 書きは、景気対策による投資減税分を含んだものである。

企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前 項目数	整 理 合 理 化 項 目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項目数		
昭和51	98 件	9 件	50 件	4 件	93 件
52	93	2	27	0	91
53	91	11	26	3	83
54	83	5	25	4	82
55	82	10	49	1	73
56	73	1	22	1	73
57	73	4	20	1	70
58	70	2	32	5	73
59	73	2	14	4	75
60	75	4	28	1	72
61	72	3	14	8	77
62	77	4	26	8	81
63	81	3	13	3	81
平成元	81	2	30	2	81
2	81	5	17	6	82
3	82	3	23	1	80
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79
12	79	0	31	1	80
13	80	2	32	0	78
14	78	10	24	8	76

(注) 上記の計数は、減収効果のある企業関係租税特別措置についてとりまとめたものである。
 なお、上記のほか、経済対策として1項目がある。

創設後長期にわたる企業関係租税特別措置

経過年数	創設年	項 目
50年以上	昭26	船舶等の特別償却
45年以上	昭28 昭28 昭32 昭32	技術等海外取引に係る所得の特別控除 保険会社等の異常危険準備金 鉱業用坑道等の特別償却 植林費の損金算入の特例
40年以上	昭36 昭36 昭36	鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例
35年以上	昭39 昭39 昭40 昭40 昭41 昭41 昭42 昭42 昭42 昭42	農業協同組合等の留保所得の特別控除 海外投資等損失準備金 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除 探鉱準備金又は海外探鉱準備金 倉庫用建物等の割増償却 中小企業等の貸倒引当金の特例 増加試験研究費等の税額控除 公害防止用設備の特別償却 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例 準備金方式による特別償却
30年以上	昭43 昭44 昭46 昭46 昭47 昭47 昭47 昭47 昭47	電子計算機買戻損失準備金 特定再開発建築物等の割増償却 航空機の特別償却 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却 自由貿易地域における工業用機械等の特別償却 中小企業者等の機械の特別償却 プログラム等準備金 転廃業助成金等に係る課税の特例

経過年数	創設年	項 目
25年以上	昭48 昭48 昭49 昭50 昭51	商業施設等の特別償却 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等 金属鉱業等鉱害防止準備金 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 漁業経営改善計画に係る漁船の割増償却
20年以上	昭54 昭56	医療用機器等の特別償却 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（注1）
15年以上	昭58 昭58 昭59 昭59 昭61 昭61 昭62 昭62 昭62 昭62 昭62 昭62 昭62	地震防災対策用資産の特別償却 使用済核燃料再処理準備金 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却（注2） 関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金 電線類地中化設備の特別償却 特定都市鉄道整備準備金 中小企業等基盤強化税制 事業革新設備等の特別償却（注3） 特定災害防止準備金 欠損金の繰越期間の特例 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 特定余暇利用施設の特別償却
10年以上	平元 平2 平2 平4	特定中核的民間施設等の特別償却 特定電気通信設備等の特別償却 原子力発電施設解体準備金 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却

（注1）エネルギー対策促進税制として創設

（注2）高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備等の特別償却として創設

（注3）産業構造転換用設備等の特別償却として創設

（備考）平成14年4月1日現在の経過年数による。

個人所得税関係の主な特例措置

	租税特別措置法に規定	所得税法に規定
就業に関連するもの	● いわゆる企業関係租特 ● 社会保険診療報酬の所得計算の特例（概算経費率） ● 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 ● 青色申告特別控除	○ 給与所得控除 ○ 青色専従者給与の必要経費算入・事業専従者控除
生活に関連するもの	● 老人等（障害者等）マル優（少額公債）（ ） ● 財形住宅（年金）貯蓄の利子非課税制度 ● 配当所得の課税の特例 ● 株式等譲渡益課税の特例 ● 同居老親等に係る扶養控除の特例 ● 寡婦控除の特例 ● 住宅ローン控除 ● 居住用財産の買換えに係る譲渡損失繰越控除	● 老人等（障害者等）マル優（郵便貯金・少額預金）（ ） ● 生命保険料控除・損害保険料控除 ○ 特定扶養控除 ○ 配偶者特別控除 ○ 老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除 ○ 医療費控除
その他	■ 居住用財産の譲渡所得の特別控除 ■ 優良住宅地造成等の長期譲渡所得の特例 ■ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	○ 遺族年金、通勤手当の非課税等 ○ 配当控除 ○ 寄附金控除

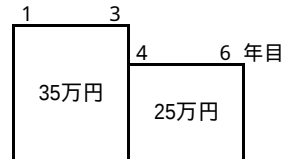
（注）●、■は租税特別措置に該当するもの（うち●は租税特別措置による減収額が計上されているもの）
（ ）老人等マル優については、15年1月から段階的に縮小し、障害者等マル優に改組される（平成18年1月）。

住宅ローン控除制度の概要

平成9・10年居住分

(ローン残高)(控除率)

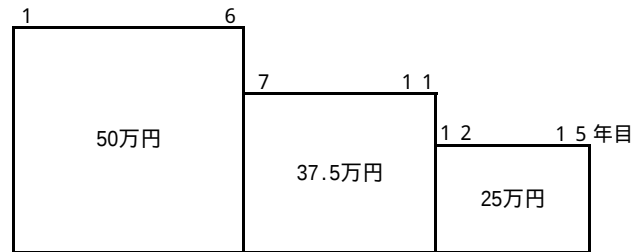
	1～3年目	4～6年目
～3,000万円	0.5%	0.5%
～2,000万円	1.0%	1.0%
～1,000万円	2.0%	1.0%



平成11・12年・13年前期居住分

(ローン残高)(控除率)

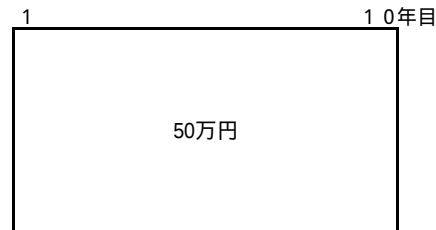
	1～6年目	7～11年目	12～15年目
～5,000万円	1.0%	0.75%	0.5%



平成13年後期・平成14・15年居住分

(ローン残高)(控除率)

	1～10年目
～5,000万円	1.0%



平成16年居住分

(ローン残高)(控除率)

	1～6年目
～3,000万円	0.5%
～2,000万円	1.0%

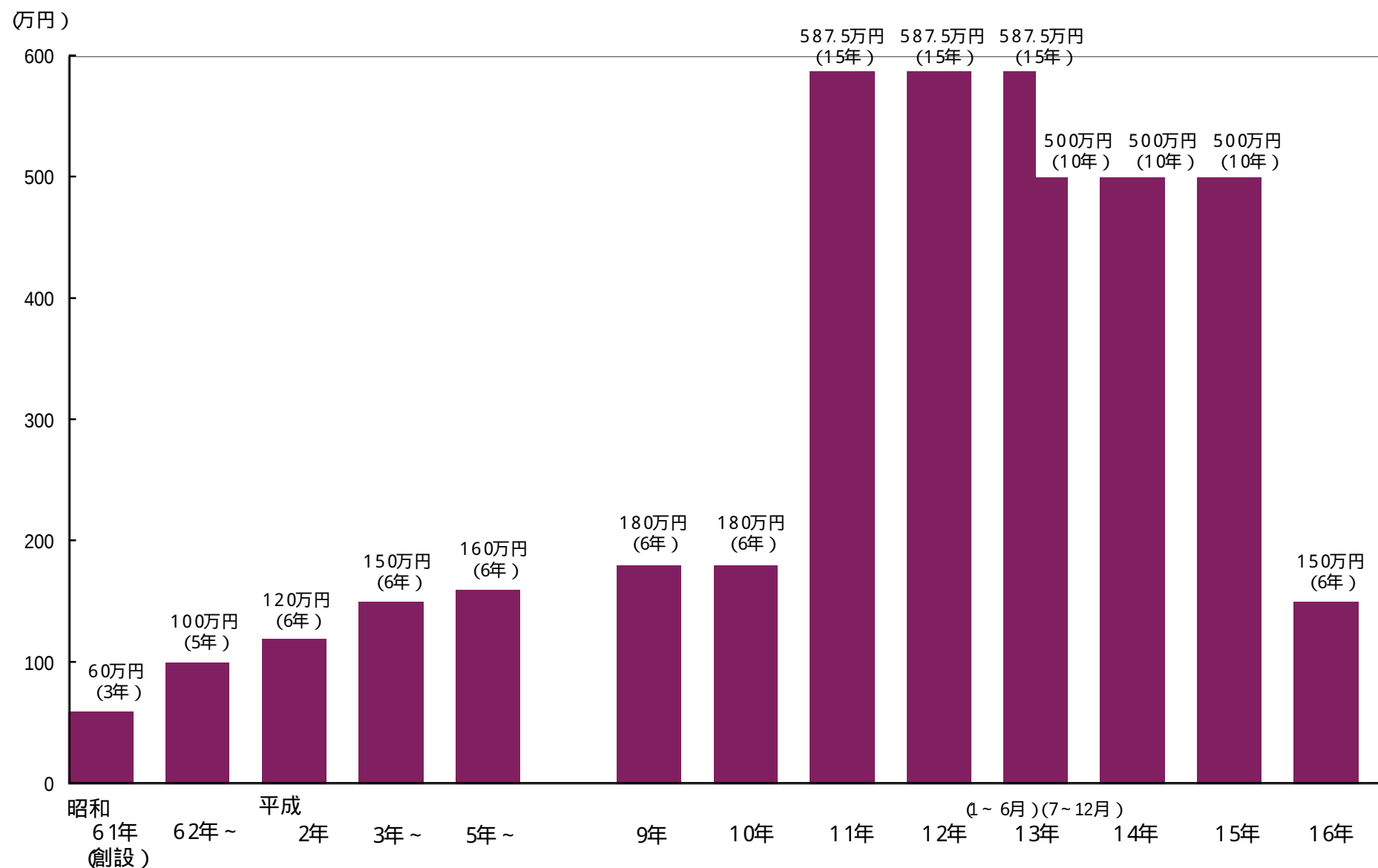


住宅ローン控除の適用により その年の所得税額が
ゼロとなる給与収入金額

	夫婦2人	夫婦1人	夫婦のみ	独身
年50万円の所得税額控除の場合	934.8万円	858.7万円	811.2万円	716.2万円
年30万円の所得税額控除の場合	793.8万円	715.0万円	667.5万円	560.0万円
年15万円の所得税額控除の場合	598.6万円	508.6万円	454.3万円	343.3万円
(参考) 課税最低限	384.2万円	283.3万円	220.0万円	114.4万円

(注) 夫婦2人の場合、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。

住宅ローン減税の最高控除額 (控除期間) の推移



生命保険料控除・個人年金保険料控除

< 制度の概要 >

生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合には、その支払保険料の額に応じて、それぞれ最高50,000円が『生命保険料控除』(昭和26年創設)又は『個人年金保険料控除』(昭和59年創設)として、所得控除できる。

(生命保険料控除)

	区 分	納税者数 万人	生命保険料控除 万人	適用割合 %
民間 給与 所得者	平成 年			
	5	3,593	3,015	83.9
	6	3,650	3,036	83.2
	7	3,606	3,063	84.9
	8	3,688	3,128	84.8
	9	3,701	3,087	83.4
	10	3,265	2,698	82.6
	11	3,611	3,004	83.2
	12	3,548	3,023	85.2
申告 所得者	平成 年			
	5	843	731	86.7
	6	822	713	86.7
	7	802	694	86.6
	8	824	710	86.1
	9	827	708	85.6
	10	622	537	86.3
	11	740	623	84.2
	12	727	610	83.9

(個人年金保険料控除)

	区 分	納税者数 万人	個人年金保険料控除 万人	適用割合 %
民間 給与 所得者	平成 年			
	5	3,593	558	15.5
	6	3,650	654	17.9
	7	3,606	671	18.6
	8	3,688	740	20.1
	9	3,701	670	18.1
	10	3,265	612	18.7
	11	3,611	636	17.6
	12	3,548	717	20.2
申告 所得者	平成 年			
	5	843	126	14.9
	6	822	125	15.2
	7	802	129	16.0
	8	824	138	16.7
	9	827	136	16.5
	10	622	107	17.1
	11	740	117	15.8
	12	727	110	15.1

(備考)民間給与所得者は、国税庁「民間給与の実態(年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者))」により、申告所得者は、国税庁「申告所得税の実態」による。

損害保険料控除

< 制度の概要 >

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は 最高15,000円
短期契約は3,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。(昭和39年創設)

区 分		納 税 者 数	損害保険料控除	適 用 割 合
民間給与所得者	平成 年	万人	万人	%
	5	3 , 5 9 3	1 , 4 7 9	4 1 . 2
	6	3 , 6 5 0	1 , 5 3 7	4 2 . 1
	7	3 , 6 0 6	1 , 5 0 9	4 1 . 8
	8	3 , 6 8 8	1 , 5 5 3	4 2 . 1
	9	3 , 7 0 1	1 , 6 0 1	4 3 . 3
	10	3 , 2 6 5	1 , 4 1 8	4 3 . 4
	11	3 , 6 1 1	1 , 5 6 3	4 3 . 3
	12	3 , 5 4 8	1 , 5 6 0	4 4 . 0
申告所得者	平成 年	万人	万人	%
	5	8 4 3	5 1 6	6 1 . 3
	6	8 2 2	5 1 3	6 2 . 4
	7	8 0 2	4 9 5	6 1 . 8
	8	8 2 4	5 1 1	6 2 . 0
	9	8 2 7	5 1 5	6 2 . 3
	10	6 2 2	4 0 1	6 4 . 4
	11	7 4 0	4 6 0	6 2 . 2
	12	7 2 7	4 5 2	6 2 . 2

(参考)
持ち家率の実態
(「国勢調査」等)

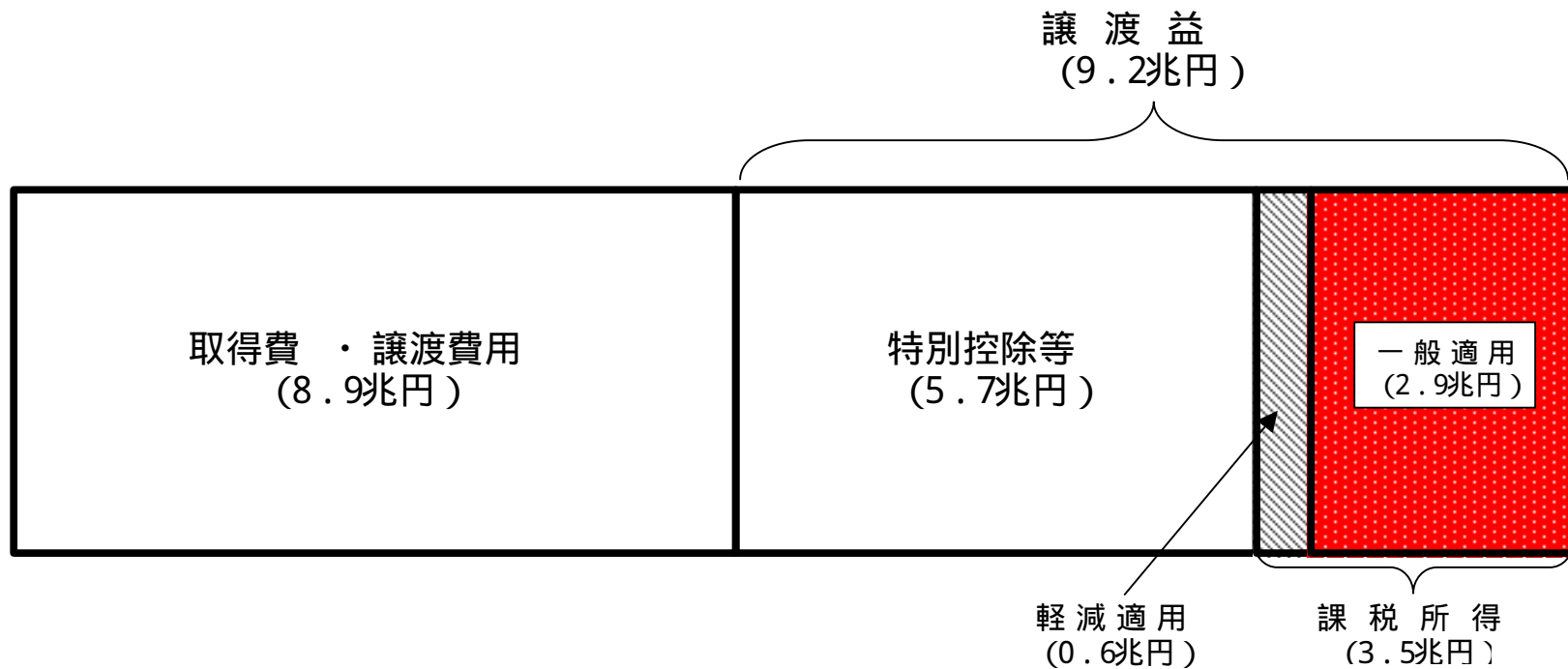
%
平成 5 年調査 59.8
↓
平成 7 年調査 60.2
↓
平成 10 年調査 60.3

(注) ただし、平成 5 年、
10 年は「住宅統計調査」
(総務省) による。

(備考) 民間給与所得者は、国税庁「民間給与の実態(年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者))」により、申告所得者は、国税庁「申告所得税の実態」による。

土地譲渡所得の課税状況（12年分）

— 譲渡価額 18.1兆円 —



(備考) 主税局調べ

(参考) 1.土地譲渡益課税に係る申告納税額：6,382億円 (平成12年分 国税)

2.土地譲渡益課税の実効税負担割合 = 6.9% (平成12年分 国税)
(実効税負担割合 :各種の特別控除等を勘案した平均的な税負担割合)

主な土地譲渡益課税の特例〔特別控除、軽減税率〕

(収用等のために譲渡した場合の特別控除の特例(5,000万円特別控除))

- ・資産が土地収用法等の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合
- ・土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業等の事業が施行され、その土地等に係る換地処分により清算金を取得する場合
- ・資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において、権利変換により一定の補償金を取得する場合
- ・土地等が農地法の規定に基づいて買収され、対価を取得する場合 等

(特定土地区画整理事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例(2,000万円特別控除))

- ・国又は地方公共団体等が行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業等のために土地等を譲渡した場合
- ・第一種市街地再開発組合の事業予定地等の土地等を事業認可前に設立された市街地再開発組合に譲渡した場合
- ・古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合
- ・保安林として指定された区域内等の土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡とした場合 等

(特定住宅地造成事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例(1,500万円特別控除))

- ・地方公共団体等が行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合
- ・収用の対償に充てられる土地等を譲渡した場合
- ・平成6年1月1日から平成15年12月31日までの間に特定の民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合
- ・公有地の拡大の推進に関する法律の協議に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合
- ・地方公共団体等が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺整備事業のために土地等を譲渡した場合
- ・地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道整備事業のために沿道地区計画区域内の土地等を譲渡した場合
- ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体等に土地等を譲渡した場合

- ・生産緑地地区内の土地を生産緑地法の買取申出等に基づき地方公共団体等に譲渡した場合
- ・国土利用計画法による規制区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による管理地区内の土地を国又は地方公共団体に譲渡した場合
- ・都道府県立自然公園の特別地域又は都道府県立自然環境保全地域の特別地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合 等

(農地保有合理化等のために譲渡した場合の特別控除の特例(800万円特別控除))

- ・農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合
- ・農用地区域内の農地等を農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合
- ・林地保有の合理化に資するため、森林組合又は森林組合連合会に委託して林地を譲渡した場合
- ・林業経営基盤強化法の規定によるあっせんにより山林に係る土地を譲渡した場合
- ・集落地域整備法の規定による交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得する場合 等

(居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例(3,000万円特別控除))

- ・個人がその居住の用に供している家屋を譲渡した場合

(優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の軽減税率の特例)

- ・国又は地方公共団体に対して土地等を譲渡した場合
- ・都市基盤整備公団、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成用に供するために土地等を譲渡した場合
- ・収用交換等により土地等を譲渡した場合
- ・第一種市街地再開発事業施行者に対して土地等を譲渡した場合
- ・一団の宅地の造成を行う者に対して土地等を譲渡した場合
- ・開発許可を受けて行う一団の住宅地造成の用に供するために土地等を譲渡した場合
- ・開発許可を要しない都市計画区域内の宅地の造成で一団の住宅地の用に供するために土地等を譲渡した場合 等

資産課税関係の主な特例措置

〔住宅に関するもの〕

住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例

住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例

〔事業用資産等に関するもの〕

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

農地等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例

〔保険金等に関するもの〕

死亡保険金・死亡退職金に係る相続税の非課税制度

住宅に係る登録免許税の主な軽減措置の概要

登 記 の 種 類	対 象 住 宅	税 率	
		本 則 税 率	軽減税率（9～14年）
・住宅用家屋の <u>所有権の保存登記</u> の税率の軽減	・個人の住宅の用に供される床面積50㎡以上の家屋	6 1, 0 0 0	1 . 5 1, 0 0 0
・住宅用家屋の <u>所有権の移転登記</u> の税率の軽減	・個人の住宅の用に供される床面積50㎡以上の家屋	5 0 1, 0 0 0	3 1, 0 0 0
・住宅取得資金の貸付け等に係る <u>抵当権の設定登記</u> の税率の軽減	・中古住宅の場合は、築後25年以内（木造は20年以内）のもの	4 1, 0 0 0	1 1, 0 0 0

住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例 の概要

1. 特例の概要

平成 15年 12月 31日までに、住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税については、1,500万円を限度に 5分 5乗によって贈与税額を計算する。

ただし、贈与を受けた年の翌年以降 4年間は、これらの年に既に住宅取得資金等の 5分の 1相当額の贈与を受けているものとして贈与税額が計算される。

2. 適用対象者

父母又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅の取得(新築を含む。)、買換え(建替えを含む。)又は増改築等のための資金(住宅取得資金等)の贈与を受けた者で、次の要件を満たすもの

(1) 住宅の取得(新築を含む。) の場合

その贈与を受けた時において国内に住所を有すること。
過去にこの特例の適用を受けたことがないこと。

その贈与を受けた年分の合計所得金額が 1, 200万円以下であること。

その贈与前 5年以内において自己又は配偶者の所有する住宅に居住したことがないこと。

(2) 住宅の買換え(建替えを含む。) の場合

上記(1)の 及び と同じ。

その贈与を受けた年分(住宅の譲渡が翌年の場合には、当年分及び翌年分)の合計所得金額が 1, 200万円以下であること。

贈与前 5年以内に居住していた自己又は配偶者の所有する住宅を贈与を受けた年の翌年 12月 31日までに譲渡又は滅失させたこと。

(3) 住宅の増改築等 の場合

上記(1)の ~ と同じ。

3. 適用対象となる住宅用家屋又は増改築等

(1) 住宅の取得(新築を含む。) の場合

翌年 3月 15日までに住宅の取得(新築を含む。)をし、これをその者の居住の用に供すること又は遅滞なく供することが確実と見込まれること。

その他の要件

イ 新築住宅 : 床面積 50㎡以上

ロ 中古住宅 : 床面積 50㎡以上

(イ) 木造住宅... 建築後 20年以内

(ロ) マンション等... 建築後 25年以内

(2) 住宅の買換え(建替えを含む。) の場合

翌年 3月 15日までに住宅の買換え(建替えを含む。)をし、これをその者の居住の用に供すること又は遅滞なく供することが確実と見込まれること。

上記(1)と同じ。

(3) 住宅の増改築等 の場合

翌年 3月 15日までに住宅の増改築等をし、これをその者の居住の用に供すること又は遅滞なく供することが確実と見込まれること。

その他の要件 (次のイ又はロのいずれか)

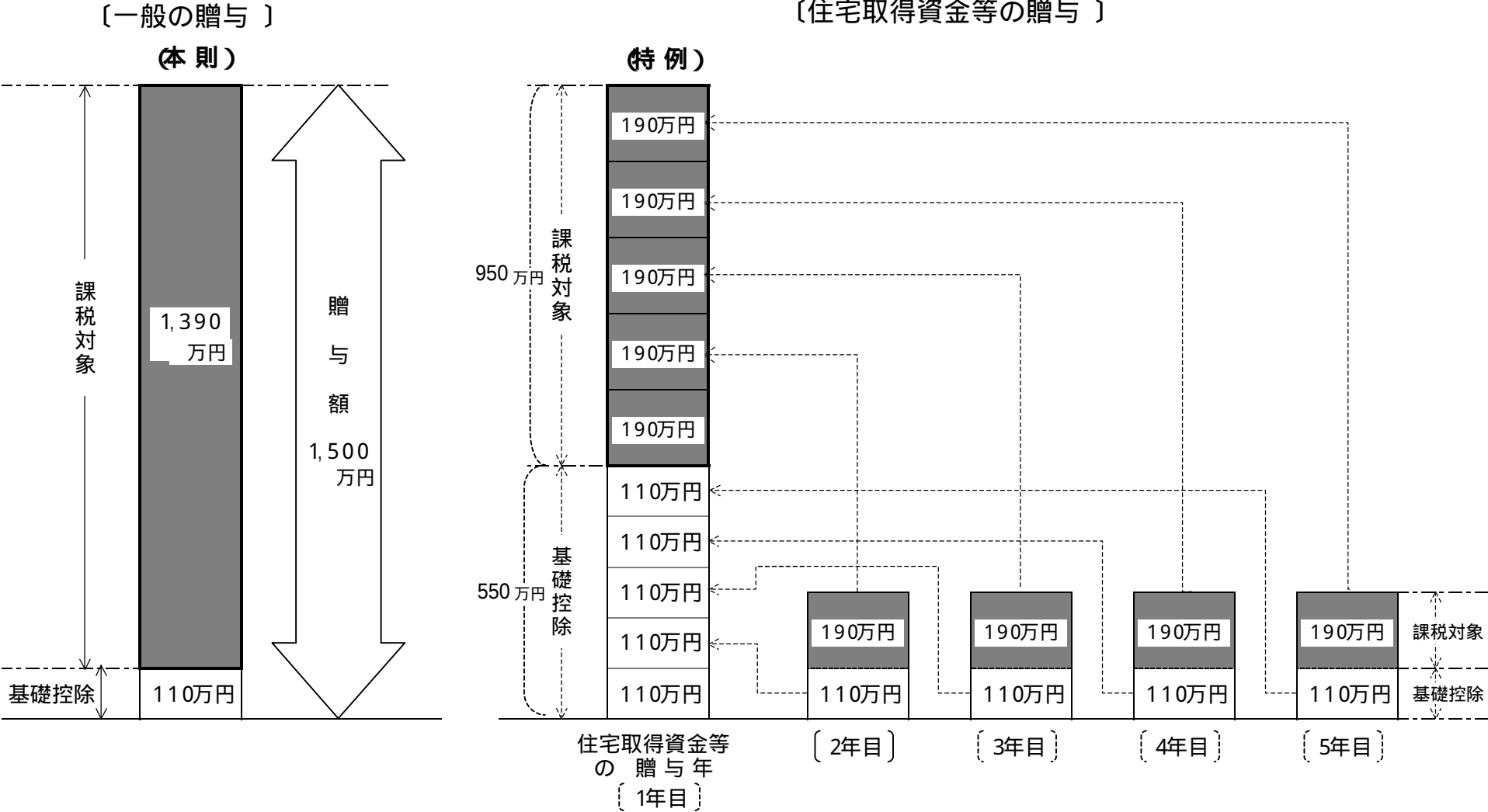
イ 増改築等による床面積の増加 : 50㎡以上

ロ 増改築等に係る工事費用 : 1, 000万円以上

(注) 「増改築等」とは、増築、改築、大規模の修繕又は模様替えをいう

住宅取得資金等の贈与に対する特例 による贈与税額の計算 (5分5乗) の図解

1,500万円の贈与を受けた場合の例

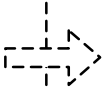


(注) 適用対象 : 「住宅の新築又は取得」、「一定の増改築等」、「一定の買換え又は建替え」

事業承継に関連する相続税の改正の概要（平成14年度）

《改正前》

《改正後》



小規模宅地等についての
相続税の課税価格の計
算の特例

- 次の宅地等の課税価格を減額（▲ 50%又は▲ 80%）
 - ・居住用の宅地等（200㎡又は240㎡）
 - ・事業用の宅地等（200㎡又は400㎡）

		減額割合	適用対象面積
事業用	事業継続	80%	400㎡
	非継続	50%	200㎡
居住用	居住継続	80%	240㎡
	非継続	50%	200㎡
その他（注）		50%	200㎡

（注）不動産貸付、駐車場等に利用されている宅地をいう

納税者の
選択

小規模宅地等についての
相続税の課税価格の計
算の特例

- 同 左
 - ・同 左
 - ・同 左

取引相場のない株式等
に係る軽減措置

- 次の株式等の課税価格を減額（▲ 10%）
 - 一定の中小同族法人の株式等
（発行済株式等の1/3以下等を限度）

山林（林地及び立木）に
係る軽減措置

- 次の山林の課税価格を減額（▲ 5%）
 - 森林施業計画に基づき施業されている林地及び立木

《4年度税制改正により新設》

農地等に対する納税猶予の特例の概要

- 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予

農業を営む個人が推定相続人のうちの1人に農地(*1)の全部並びに採草放牧地(*1)及び準農地のそれぞれ3分の2以上を贈与した場合の贈与税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、贈与者又は贈与者の死亡前に受贈者が死亡した場合には、猶予税額の納付を免除する。

- 農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

上記の贈与者が死亡した場合には、その贈与した財産を相続税の課税価格に含めて相続税を計算する。

- 農地等についての相続税の納税猶予

農地等(*1)の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格(農業投資価格)を超える部分に対する相続税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、

その相続人が死亡した場合

農業後継者に農地等を一括贈与した場合

申告期限後20年間農業を継続した場合(*2)

には猶予税額の納付を免除する。

(*1) 特定市街化区域農地等を除く。

(*2) 都市営農農地等について特例を受けている場合には適用がない。

死亡保険金及び死亡退職金に係る非課税限度額の推移

改正年	死亡保険金	死亡退職金
昭和13年	相続人全員で 5,000円	相続人全員で 5,000円
22	保険金、退職金合わせて 3万円	
23	"	5万円
25	廃	止
26	相続人1人毎に 10万円	—
27	" 20万円	相続人全員で 20万円
28	" 30万円	" 30万円
29	" 50万円	" 50万円
33	" "	50万円×法定相続人の数
40	" 100万円	" "
42	100万円×法定相続人の数	" "
46	150万円 "	80万円 "
50	250万円 "	200万円 "
63 (現 行)	500万円 "	500万円 "